

さる6月末に国土交通省が策定・公表した「建設業法令遵守ガイドライン」は、とかく問題が指摘されている元請下請関係について、相当踏み込んだ内容を盛り込んであるなど画期的な内容となっております。

このガイドラインを策定した契機について、元請下請関係では、これまでどのような行為が法令違反を示した通達等がないこともあって、「違法である」という認識のないまま法令違反行為が繰り返されている可能性があった」としています。たしかに元請業者が自らの行為が法令違反に当たることに不知の場合、それが自発的に改善される余地はほとんどありません。そういう点で、主要な10項目にわたり、違法の恐れのある行為を具体的に示した今回のガイドライン策定は、高く評価されるべきであると思われるべきです。

ところで、このガイドラインと同趣旨のものに、公正取引委員会等が所管している下

時評 私評

請法（下請代金支払遅延等防止法）がありますが、それに比べても本ガイドラインに盛り込まれた内容は極めてユニークなものが含まれています。

その一つは、指値発注です。元請業者が一方的に下請単価を指定して発注するいわゆる指値発注は、一般には不当に安い下請代金との関連で問題視されているものです。例えば下請法では「指値により、通常より低い単価で下請代金を定めることは、買いたたきと

の指値発注の広範な存在が指摘されていましたが、その是正を図るため、指値発注そのものが、元請業者と下請業者がそれぞれ対等な立場における合意に基づく公正な契約締結の原則を定めた建設業法18条の趣旨を没却する不適法な行為であると断じたことは、指値発注根絶の大きな手掛かりとなるのではないかと思います。

次は、赤伝処理問題です。赤伝処理とは、元請業者が建設廃棄物処理費、明確な判断を示しています。ちなみに、下請法では赤伝処理は取り上げられていません。それによりまず、「赤伝処理を行う」と自体が直ちに建設業法上の問題となることはいない」と明示したうえで、赤伝処理を行う場合には、その内容を見積もり条件・契約書面に明示することが必要であるとし、また、適正な手続きに基づかない一方的な赤伝処理は、その情状によっては、請負契約に関する不誠実な行

請業者との事前の合意により赤伝処理することは適正なものと認められると思われま

しかし、建設廃棄物の発生がない下請工事の下請業者から建設廃棄物の処理費用の名目で一定額を請け代金から差し引くことや、元請業者が工事のため自ら確保した駐車場で下請業者の使用させる場合にその使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引くことは、いくら事前に合意があったとしても、

画期的な「建設業法令遵守ガイドライン」を生かすために

して下請法上問題となるおそれがある」と説明されています。しかし、今回のガイドラインでは、不当に低い請負代金は、当然優越的地位の乱用に当たる建設業法19条の3に違反するとした上で、さらに指値発注それ自体を建設業法上違反となる恐れがある行為として取り上げていることに注目する必要がある

要があります。

駐車場代等を下請代金から差し引く行為のことですが、これまでは、赤伝処理という行為自体が違法なのか適法なのかグレーゾーンにあると考えられていたこともあって、実務では広く実施されていたものの、どちらかというとほとんど表面に現れることがなく、いわば闇の中で処理されてきた問題点でした。しかし、今回のガイドラインではこの赤伝処理を正面から取り上げ、

為（建設業法28条1項2号）に該当する恐れがあるという見解を明確にしました。

このため、今後の赤伝処理問題は、事前に元請業者が支払う下請代金から引き去る項目と金額を、見積条件や下請契約書に明示しているかが重要な点になってきます。したがって、例えば下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を、当該下

なされる余地が残されていることに留意する必要があります。このように、今回のガイドラインの策定は、元請業者に適正な赤伝処理のための早急な対応を迫っている反面、下請業者側においても、このガイドラインの趣旨を十分理解したうえで、元請業者と協議をするなどの、自から努力をすることが求められているところ

（瞬）